

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第32号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第4条の4</b> 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、政策統括監、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、<u>教育庁</u>の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、SSP総括監、スポーツ総括監、<u>DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、<u>教育庁</u>の副教育長及び<u>教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</u></p> <p>2 略 （勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第12条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の210</u>（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部</p>	<p><b>第4条の4</b> 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、政策統括監、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、<u>教育委員会事務局</u>の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、SSP総括監、スポーツ総括監、<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、<u>教育委員会事務局</u>の副教育長、<u>教育危機管理・広報総括監及び総体2024総括監</u>並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p> <p>2 略 （勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第12条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の200</u>（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部</p>

改正前	改正後
<p>職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の250</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）</p>	<p>職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の240</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。